社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会利益相反管理規程

令和７年２月25日　理事会議案第16号

第１章　総則

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の役職員の利益相反行為を適切に管理し、利益相反行為の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 この規程における「利益相反」とは、本会の役職員が次の各号に掲げる取引（以下、「利益相反取引」という。）を行う場合とする。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 自己が役員を務める企業、団体等（以下、「兼業先」という。）から一定額以上の金銭若しくは便益の供与を得る、または一定額以上の物品、サービス等を購入する取引

第２章　利益相反の防止

（利益相反行為の禁止）

第３条 本会は、利益相反を防止するとともに、本会定款に定める役職員資格の確認に努め、本会情報公開規程に基づき必要な情報の開示を行わなければならない。

２　本会は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

３　助成事業等の実施にあたっては、役職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別な利益を与えないよう留意しなければならない。

４　助成事業等の実施にあたっては、審査委員会等を設け、助成金を拠出する活動団体との間の利益相反等を防止しなければならない。ただし、行政機関等の助成事業等で助成金を拠出する活動団体との間に明らかに利益相反等が認められない場合は、この限りでない。

５　役職員は、助成金を拠出する活動団体から金銭、物品又はこれらに類する贈与、便宜等を受けてはならない。

第３章　兼業先の申告

（役員就任時の申告）

第４条 役員は、本会の役員就任時に自己の兼業先の法人名および役職名について、事務局長に書面で申告するものとする。

２ 本会の役員に再任された場合も、前項と同じ申告をするものとする。

（申告内容の変更申告）

第５条 役員は、本会の役員就任後、新たに他の企業、団体等の役員に就任した場合、新たな兼業先の法人名および役職名について、事務局長に書面で申告するものとする。

２ 本会の役員就任時または就任後、他の企業、団体等の役員を退任した場合も、前項と同様の申告をするものとする。

（申告後の対応）

第６条 前２条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容を精査した上で、本会との間での利益相反の状況を確認する。

２ 事務局長は、前項の確認の結果、利益相反の状況があった場合、会長と協議の上、すみやかに適正化のために必要な措置をとる。

第４章　利益相反取引の承認および報告

（利益相反取引の承認）

第７条 役職員が利益相反取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

２　前条の開示事実にかかる理事会での承認に際しては、当該利益相反取引をしようとする役員は、その決議に加わることができない。

３　本会は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

（利益相反取引の報告）

第８条 前条の利益相反取引をした役職員は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第５章　利益相反管理体制

（理事会の責任）

第９条 理事会は、利益相反管理の重要性を認識し、利益相反管理体制を整備・確立するため、以下に掲げる事項について責任を有する。

(1)　利益相反管理方針の制定、改廃に関すること

(2)　利益相反管理体制の整備に関すること

（会長の責任）

第 10 条 会長は、本会の利益相反管理体制の統括責任者として、この規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する責任を有する。

(1)　利益相反のおそれのある取引の特定および管理方法に関すること

(2)　利益相反の状況があった場合の是正措置に関すること

(3)　利益相反管理に関する役職員の教育および啓発態勢の整備に関すること

(4)　その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置に関すること

（事務局長の役割と責任）

第 11 条 事務局長は、本会の利益相反管理体制全般にかかる統括担当者として、この規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する役割と責任を有する。

(1) 利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性について定期的に検証を行い、改善すること

(2) 利益相反の特定または管理に必要な情報を入手し集約すること

(3) 利益相反の状況があった場合に是正のための措置を講ずること

(4) 利益相反の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成日から５年間保存すること

(5) 役職員に対して定期的な研修を実施し、利益相反管理について役職員の周知徹底を図ること

(6) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置を実施すること

（監事による内部監査）

第 12 条 監事は、利益相反管理にかかる人的構成および業務運営体制について、定期的に検証を行うものとする。

２ 監事は前項の検証の結果について、必要に応じて理事会に報告するものとする。

第６章 その他

（規程の改廃）

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、理事会の議決の日から施行し、令和７年２月１日から適用する。